

入湯税の使いみち



入湯税は、地方税法の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために課すものです。

令和7年度予算における入湯税は、240万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

(単位：万円)

入湯税を充てる事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	入湯税
地域イベント事業	2,494			2,254	240
計	2,494			2,254	240



都市計画税は、地方税法の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理事業に要する費用に充てるために課すことができます。

令和7年度予算における都市計画税は、9418万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

(単位：万円)

都市計画税を充てる事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	都市計画税
下水道事業への繰出金	4億7,739			4億774	6,965
町債償還元金 都市計画事業分	4億3,345			4億1,090	2,255
町債償還利子 都市計画事業分	3,808			3,610	198
計	9億4,892			8億5,474	9,418

※町債償還とは、過去に都市計画事業のために借りた借金の返済のことです。

都市計画税の使いみち